

産業廃棄物処分業許可証

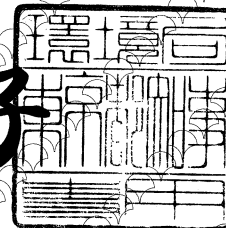
住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

氏名 株式会社ハチオウ
代表取締役 森 雅裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和4年11月26日

許可の有効年月日 令和11年11月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

中和：汚泥※、廃酸、廃アルカリ

※ 水に可溶で重金属が含有していないものに限る。ただし、炭酸ナトリウム、硫酸ナトリウム、炭酸カルシウムについては容量25kg以上の容器入りのものに限る。

(以上3種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都墨田区本所四丁目29番2号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
中和	汚泥	---	21.6m ³ /日	昭和59年2月1日	---	---
	廃酸	---				
	廃アルカリ	---				

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成3年4月1日 新規許可

令和4年11月24日 更新許可 第6回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)